

倉吉市内 / 事業者の皆様へ



機械設備の更新による 省エネ対策 を支援します!



倉吉市経営者福高 応援事業費補助金

ふっこう

エネルギーや物価等の高騰に伴う厳しい経営環境の中で、市内事業者が事業を継続・回復し、持続的に発展させるための前向きな機械設備の更新を支援します。

補助率

1/2

補助上限額

30万円



業種問わず
お申し込み
頂けます!

補助対象の市内事業者

①法人

- 本店が市内に所在する事業者
- 支店等の主たる事業所以外の事業所が市内に所在する事業者であって、市内に勤務する従業員等が全従業員の1/2以上若しくは100名以上である事業者

②個人事業主

- 主たる店舗が市内に所在する事業者

対象経費

国税庁が定める、法定耐用年数を経過した機械設備の更新に係る費用と、その設置に必要な施設改修費等。

※機械設備の更新が対象であり、新規の設置は対象外です。

設備更新の一例

- ①建物附属設備／照明設備15年、冷暖房設備13年
 - ②器具及び備品／冷房用又は暖房用機器・冷蔵庫・給湯器・その他電気又はガス機器6年
- ※冷暖房設備でも天井に埋め込んであるような建物と一体になったものであれば13年、家庭用の壁掛けタイプのものであれば6年となります。

補助金を受けるためには、特別な理由が無い限り、事業完了後から5年間は継続して事業を実施していただくことが条件となります。万が一、途中で事業を中止・廃止・移転したことが判明した場合は、補助金の返還および加算金が発生します。

お問い合わせ・
申請先はこちら

倉吉市しごと定住促進課
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2-253-1(市役所第2庁舎)
✉ shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

☎ 0858-22-8129

受付時間 平日8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)

ホームページ

